

10月1日から次のとおり下水道が
使用できる区域が広がりました

- ◆八木・榎列処理区(図1)
上幡多の企業団地の一部
 - ◆神代処理区(図2)
小路・国上の一部
 - ◆福良処理区(図3)
東本町・向谷の一部、築地の全部
 - ◆賀集処理区(図4)
八幡東の全域、辻川原・西田・野田・賀集の一部
- ※処理区の図は十二十三ページをご覧ください。

このたび処理区域に入った皆さんは、トイレや台所、風呂などの汚水を『公共ます』へ流すための排水設備工事を行っていただくことになります。

また、処理区域内では、建物所有者等に次のことが義務づけられます。

- ▼汲み取り便所は水洗トイレに汲み取り便所は供用開始から三年以内に水洗トイレに改造しなければなりません。
- ▼浄化槽の廃止
汚水は、下水処理場で処理することになりますので、できるだけ早く浄化槽を廃止し

排水設備とは

排水設備とは、図のように水洗トイレ、浴室、台所などから公共ますまでの範囲をいい、皆さんが個人で設置し、維持管理する設備です。

排水設備工事の手続き

- 排水設備工事は、市が指定した指定工事店でなければ施工できません。そして、指定工事店に計画・見積(施行方法・費用・支払い条件など)を依頼し、検討してから指定業者と契約してください。
- ① 指定工事店に排水設備工事を依頼
 - ② 指定工事店が設計・見積し内容を検討した上で契約
 - ③ 市に排水設備計画申請を提出
 - ④ 市で申請された排水設備計画が、法令などに適合しているか確認し、適合と判断すれば、排水設備計画確認書を交付
 - ⑤ 工事に着手
 - ⑥ 工事が完了すれば、排水設備工事完了届を提出(指定工事店から)
 - ⑦ 市により工事検査。合格すると排水設備工事検査証を交付し、その日から下水道が使用できます。
 - ⑧ 指定工事店からの引き渡し



早期接続者は減免制度の対象に

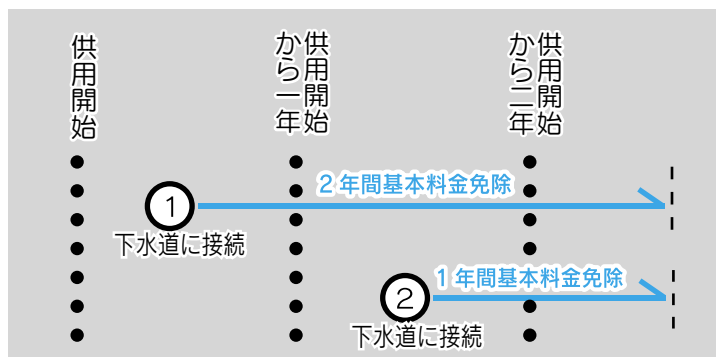
汚水処理施設供用開始(各戸の公共ますが使用できるようになった日)から二年以内に排水設備工事を実施し、公共ますに接続された方について、下水道料金の基本料金(月額千二百六十円)が二年間もしくは一年間免除となる下水道処理施設早期接続者減免制度があります。

供用開始から	下水道使用料の減免額 (総額)
① 1年以内に接続	2年間の基本料金 (1,260 円/月) 1,260 円×12 (か月)×2 (年) = 30,240 円
② 1年を超え2年以内	1年間の基本料金 (1,260 円/月) 1,260 円×12 (か月)×1 (年) = 15,120 円

下水道の使用料

下水道使用料は、処理場の運転やマンホール、下水道管などの施設の維持管理費などに充てており、次のとおり算出し、お支払いいただくことになります。

- ① 使用料金
使用者が、排除した汚水の量(上水道使用水量)に応じ料金表により計算されます。
- ② 支払時期および支払い方法
毎月の上水道のメーター検



下水道使用料表

基本料金 (1か月につき)	従量使用料 (1㎡につき)
10㎡以下 1,260円	11㎡～20㎡ 136円
	21㎡～30㎡ 147円
	31㎡～50㎡ 168円
	51㎡～100㎡ 189円
	101㎡以上 220円

※水量は上水道の使用量

針によって水量を確認します。これによって、上水道使用料金と下水道使用料金を算出し、合計額を納めます。

▼口座振替の場合 毎月二十七日に指定された口座から引き落します。

▼納付書による場合 毎月末日までに金融機関または総合窓口センターでお支払いください。

問い合わせ

企業経営課 ☎50・3037

